

議案第 1 0 2 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

四万十町保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日提出

四万十町長 高瀬 満伸

四万十町条例第 号

四万十町保育所条例の一部を改正する条例

四万十町保育所条例（平成18年四万十町条例第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中「354番地 2」を「388番地」に改める。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。